

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。

採用者が次に記載する期間内に退職した場合、当社は手数料の一部を、下記の通り、求人者に返還いたします。

ただし、求人者の都合による解雇、求人者の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他当社の免責が相当と認められる事由の場合はこの限りではありません。

なお、委託料の返還は、採用者の退職日から 1 ヶ月以内に求人者が当社に書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を求人者及び当社が確認できたものに限りま

す。

- (1) 入職日前に退職（内定辞退）した場合 100%
- (2) 入職日以後 1 ヶ月以内で退職した場合 80 %
- (3) 入職日以後 1 ヶ月を超え 2 か月以内で退職した場合 50 %

以上